

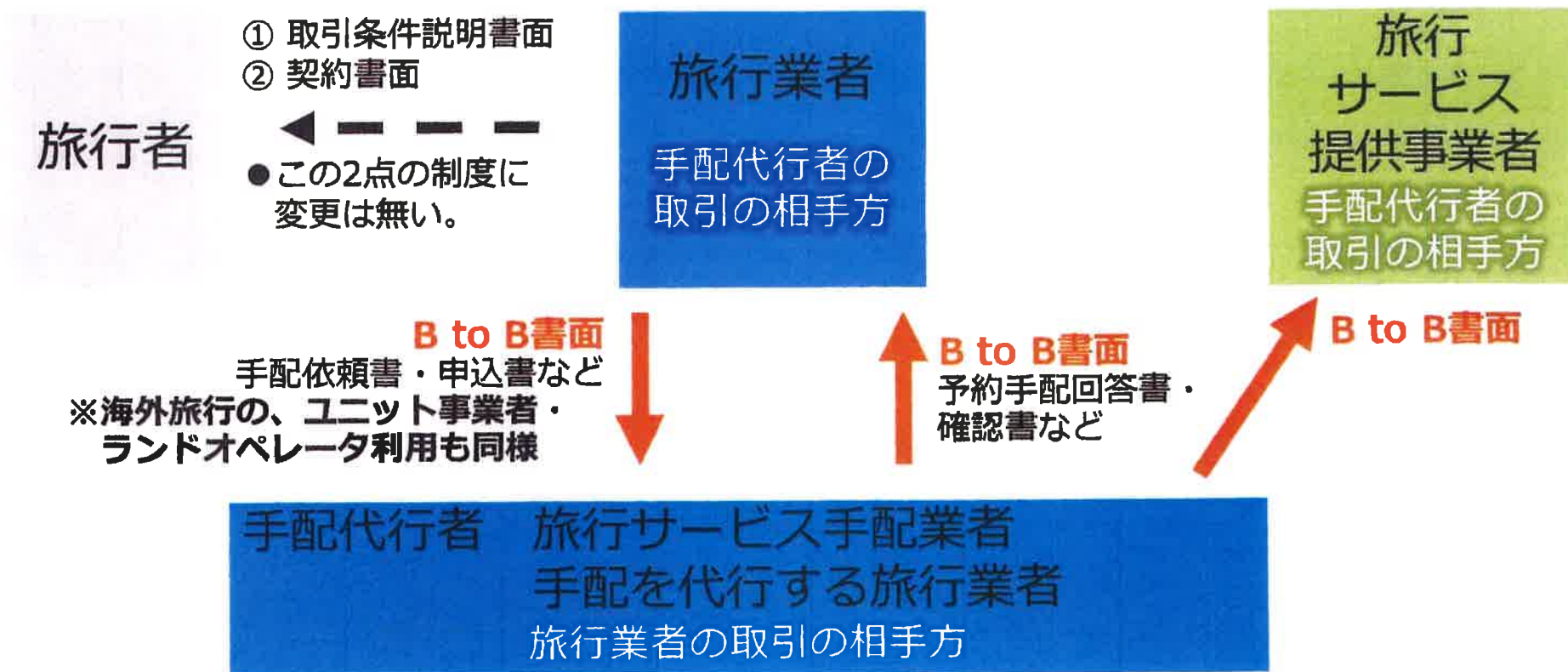
## B to B書面 交付の流れ =イメージ I =

旅行業者が旅行サービス提供事業者（宿泊・交通等）に対して  
直接手配したとき



## B to B書面 交付の流れ =イメージⅡ=

旅行業者が旅行サービス手配業者に**手配を依頼**したとき



## B to B書面 の手続きなど【1】

---

### 1. 何を記載するの？（法定7項目）

- ① 取引の相手方の「氏名や商号と住所」、相手方が旅行業者等・旅行サービス手配業者である場合は登録番号も必要
- ② 旅行業者等・旅行サービス手配業者の「氏名や商号、住所、登録番号」
- ③ 旅行者に提供する旅行サービス（宿泊や交通）の内容
- ④ 旅行業者等・旅行サービス手配業者が取引の相手方に支払う対価、旅行業務・旅行サービス手配業務の取扱料金
- ⑤ 旅行業務・旅行サービス手配業務を取り扱う「営業所の名称・所在地」
- ⑥ 旅行業務取扱管理者・旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名
- ⑦ 契約締結の年月日

### 2. 書面の様式は？

法定様式はありません。とにかく、法定7項目を記載していることが必須です。つまり、書面が必要なのではなく「法定7項目」が重要！

### 3. 誰に交付するの？

- ① 旅行業者の交付先
  - a. 旅行サービス提供事業者  
航空会社・鉄道会社・バス会社などの運送機関、ホテル・旅館などの宿泊施設（「民泊」を営む者を含む）、レストランや入場施設など
  - b. 手配代行者  
旅行サービス手配業者、海外・国内ユニット造成業者・海外ランドオペレーター
- ② 旅行サービス手配業者の交付先
  - a. 手配を依頼した旅行業者、旅行業者からの依頼に基づき手配した旅行サービス提供事業者
  - b. 手配代行者

## B to B書面 の手続きなど【2】

### 4. いつ交付するの？

取引の相手方と「旅行業務・旅行サービス手配業務に関し契約を締結したとき」

広い意味で、

- ・ 旅行業者等 ⇒ 手配の申込み時点
- ・ 旅行サービス手配業者 ⇒ 旅行業者には手配の申込みに対する承諾回答時点、旅行サービス提供事業者には手配の申込み時点

### 5. 交付の方法は？

手交・FAX・郵送、電子メールや専用の手配システム等を用いた電磁的な方法で必要事項を通知する。

### 6. 旅行サービス提供事業者から交付不要と言われたら？

取引の相手方である旅行サービス提供事業者（宿泊・交通など）が、BtoB書面（法定7項目）を必要としているか、必要としていないか、これは関係ありません。

### 7. 旅行サービス提供事業者の返信義務は？

旅行業法上、何らかの書面を返信するなどの旅行サービス提供事業者には義務はありません。

しかし、契約内容の相違を防ぐため、旅行業者等から通知された内容を十分にご確認ください。

### 8. この書面の保管期間は？

保管期間について、法令の定めはありませんが、便宜上2年間とすることが安全です。（旅行業約款における損害賠償請求期間を準用）

### 9. この書面を交付しなかったら？

旅行業者・旅行サービス手配業者を対象に、不交付の際の処分が定めてあります。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 不利益処分 | ： 18日間の業務停止 |
| 罰則    | ： 30万円以下の罰金 |